

第443回 東京地方最低賃金審議会 資料(その2)

(目次)

資料1 東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書提出者一覧 1

資料2 東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書(写) 5

**東京地方最低賃金審議会の意見に対する
異議申出書提出者一覧**

東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書提出者一覧

(受付日順、五十音順)

(8月20日受付分)

- 1 秋谷慶夫
- 2 コミュニティユニオン東京 中野支部
- 3 生協労連コープネットグループ労働組合
- 4 全国印刷出版産業労働組合東京地方連合会
- 5 全労連・全国一般労働組合東京地方本部
- 6 東京都教職員組合
- 7 東京土建一般労働組合渋谷支部
- 8 東京都立東大和療育センター労働組合 ひまわりユニオン
- 9 東京民医連労働組合 健友会支部
- 10 豊島区労働組合協議会
- 11 中野区労働組合総連合
- 12 橋本策也
- 13 ボトムアップ中野（最低賃金1500円を実現する中野ネットワーク）
- 14 真鍋章信
- 15 三島博
- 16 めぐろユニオン
- 17 郵政産業労働者ユニオン小石川支部
- 18 郵政産業労働者ユニオン東京地方本部
- 19 郵政労働者ユニオン銀座支部
- 20 吉村宗夫

東京地方最低賃金審議会の意見に対する
異議申出書（写）

東京労働局長 富田 望 殿

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を 10 月 1 日から 50 円引き上げて 1163 円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が 26 カ月連続してマイナスとなる中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給 1500 円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。最低賃金の大 幅引上げは、まさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度 審議を行ない、切実な労働者の暮らし、実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上 げること強く求めます。

わたしの一言

＊日本の最低賃金は 安すぎます。
せめて先進国並みに上げるべきです。
東京都が低くていは 話ん なりませし、
大巾引上げをお願いします

2024年 8月 10日

(住所)

(氏名)

秋谷慶夫

東京労働局長　富田　望 様

異議申出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して答申した「東京の最低賃金を10月1日から50円引き上げて1,163円にする」内容は容認できません。

食費や光熱費をはじめ一般労働者・生活者がしわ寄せを受ける物価高の中で、実質賃金が低下し続けてきた社会状況、及び、最賃近傍で働きながら家計を支える立場にある労働者が増えている状況で、今回の答申における引き上げ額はあまりに低すぎます。

私たちも関わっている地域ネットワークの労働者へのアンケートでも「最低賃金は少なくとも1500円必要」という声が圧倒的です。東京地評等の労働団体が「労働者として働き続けるために必要な水準」を前提に行った最低生計費調査では、この数年来の物価高以前からそのことが明らかでした。近年の酷暑の中で冷房代を節約し熱中症となる都民も続出しています。

最低賃金引き上げは、国民の命と暮らしに直結する問題です。少子化や格差拡大、日本経済低迷などの社会課題を解決するためにも現在の引き上げペースではありませんに不十分です。大幅引き上げを実現するために、賃金上昇率の低い中小・零細企業やケア労働分野を中心にどのような政策的支援が求められているかということも、地域の状況を踏まえて具体的に審議すべきです。

私たちは異議を申し立てるとともに再度審議をし、国民・労働者の切実な実態に向き合い、最低賃金をより大幅に引き上げることを求めます。

また、東京地方最低賃金審議会の審議内容のタイムリーな公開や、異議申出書の受け付けを含む国民・都民からの意見聴取のとりくみ・広報についても十分ではないと考えます。最低賃金の額は今や国民生活の水準を左右する非常に大きな課題ですので、この点についての改善も求めます。

2023年8月16日

〒164-0001

中野区中野4-6-10 板垣方

コミュニティユニオン東京 中野支部

委員長 中村 文康



2024年8月19日

東京労働局長
富田 望 様

埼玉県さいたま市南区南本町1-16-9
フォーラム南浦和4F
電話番号 048-839-1052
生協労連コープネットグループ労働組合
中央執行委員長 占部 修吾

令和6年度東京都最低賃金の改定決定に関する異議申出書

令和6年8月5日に示された東京都最低賃金改正決定（答申）について、現在の情勢の下、最低賃金に求められる水準に比して答申額が低額であることについて、次のように異議を申し出ます。

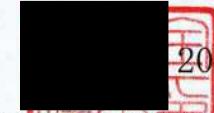
東京地方最低賃金審議会は2024年度の最低賃金の改定決定について、時間給額を50円引き上げ1,163円とする答申を行いました。この改定額は過去最高額ではあるものの、この間の物価高騰による生活の悪化を改善できる額では到底ありません。

7月24日に中央最低賃金審議会が出した2024年度の改定目安額は、AランクからCランクまですべて50円とした内容でした。これに対し、その後の各地方最低賃金審議会では、現時点での目安額+8円の島根県を筆頭に、目安額+7円の鳥取県、目安額+6円の鹿児島県などと、中央最低賃金審議会が出した目安額に大きくプラスして改定額を決定する地方が続出しています。これは、時給50円の引き上げでは、この間の物価高騰による生活の悪化を改善できないとの考え方の表れです。

東京地方最低賃金審議会においても、東京都で働く労働者の誰もが人間らしく暮らしていく最低賃金額として、時間給額1,163円が本当に十分な額と言えるのか、議論を尽くし再考するようお願いします。

以上

東京労働局長 富田 望 様



2024年8月20日

全国印刷出版産業労働組合東京地方連合会

執行委員長 坂田光正

〒113-0033

文京区本郷 2-36-2 T.M 畑中ビル 302

TEL:03-3818-5126/FAX: 03-3818-5127

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から50円引き上げて1163円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金の前期比マイナスは26か月にわたり続き、物価高騰が止まらない中、若年層やパートなどで働く最賃近傍で就労する仲間からは「今すぐ時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

全印総連が毎年行っている家計調査からは「今は正直、病院もいけない。これがストレスになり、余計に体調も悪くなり、負のスパイラルである。」「色々なことを諦め、手放していかなければならない現実」「このままでは、今後子供が成長するとともに増える出費に対して見込みが立てられないばかりか、生活崩壊しそうです。」「食費を削ってなんとか貯蓄できている。どこか遊びに行ったりすると貯蓄もできない。」という声が寄せられています。

最賃審議会では企業の支払い能力を主張されますが、『最低賃金を上げたことが主たる要因で倒産した企業名を明らかにしてから主張』すべきです。全印総連東京地連など民間の中小企業では労働者の生活が見え、最賃近傍では人が集まらないため、人員確保の必要から募集時給はこの1年で100円以上も上昇しています。時給ができるだけ低く抑えたいのは、コロナ禍においても内部留保を積み増しし、雇用の調整弁としてパートや派遣など非正規労働者を多数確保したい大企業や人材派遣会社ではないでしょうか。

50円の改定額後の1163円では年間1800時間フルに働いても年収209万円の貧困ラインです。これではダブルワーク・トリプルワークで命を削って働かなくては生活ができません。私たちの組合員には70歳過ぎてもダブルワークをして生活している仲間もいます。

本来、労働時間は1日8時間、週40時間で経済的な心配なく暮らしていくだけの賃金が確保されるべきです。労働基準法にある「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」は「全国一律の最低賃金、東京で早期に1500円の実現」を求める私たちの要求は多くの国民・都民、都内に働く労働者のささやかな願いです。

労働組合が行った最低生計費試算調査では、全国の 25 を超す地域において、20 代単身者が人間らしい生活を営むには、少なくとも時間額 1,600 円程度は必要との結果が出ました。都市も地方も人間らしく暮らるために必要な生活費に変わりはありません。しかも、これは物価高騰前の調査です。物価高騰を考慮すると生計費は 1700 円を超える額が必要となります。

最低賃金が 1,500 円になれば、「病院に行ける」「まともな食事がとれる」「切り詰めて少しは貯えができる」など、切実な声があがっています。それらの声を聞き、愛媛地方最賃審議会では中央最賃の目安 +9 円を、鳥取ではプラス 8 円、島根ではプラス 7 円の答申をだしています。東京都において最賃近傍労働者の生活実態を直接聞くわけでも無く、短期間での審議で目安のままの 50 円の引き上げ額では、低賃金と物価高騰による生活困窮を開拓できません。

酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引き上げはまさに命と暮らしに直結します。

東京都の賃金審議会では、当事者の意見陳述も実施されず最賃の引上げによって生活が改善する労働者の声を審議に生かすことなく審議の公開も不十分で審議の具体的な内容も不明です。公正・公平な審議で十分な審議をした上で最低賃金が決定されているとは思えません。

東京労働局長として東京地方最低賃金審議会に対し、以下の項目と共に「人たるに値する生活」を保障する最低賃金額に改定するよう強く促すことを求め、全印総連東京地連としてここに異議申立てをします。再度審議を行ない、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

記

- 1、2024 年 10 月発効予定の東京都の最低賃金について、最低賃金ラインの労働者の意見を直接聞く機会を持った上で審議を行い、少なくともこの 1 年間の物価上昇分を加味した改定額になるよう全面公開での徹底審議すること。
- 2、意見書が読み上げられても、質問も意見も言わず、専門委員会も 1 度だけの公開では、何を審議しているのか、不明です。全面公開では、ご自身の発言が出来ない審議委員は、審議委員を辞退されたい。
- 3、審議委員の皆様には、今回答申した東京都の最低賃金 1163 円で一か月間（最低でも 1 週間）生活をしていただき、その体験と感想を最低賃金審議会で述べていただきたい。
- 4、この 10 年間で「最低賃金が引き上げられたことが主たる要因での倒産件数」を明らかにした上で結論を出していただきたい。

以上

2024年8月19日

東京労働局長 富田 望 殿

全労連・全国一般労働組合東京地方本部

中央執行委員長 山田 博樹

住所：中央区日本橋人形町 3-7-13-401

東京最賃審議会の答申に対する異議申立書

去る8月5日に開催された東京地方最低賃金審議会で、東京都の最低賃金について「50円引上げ、時間額を1,163円とする」改訂決定の答申が東京労働局長に提出されました。これについて、下記のとおり異議を申し立て、審議のやり直しを要請します。

私たち全国一般は、先月提出した「意見書」でも申し述べたとおり、民間の中小零細企業の職場の多くで、その賃金実態は、定昇制度もなく、賃上げもままならず、初任給も15年も20年も据え置かれており、最賃が上がらなければ賃金も上がらないのが実情です。今年の春闘での賃上げも、多くの職場では、今の異常な物価高騰を補填するものにはなっていません。

今回出された答申は、当労組が出した意見書を含め、これまでの審議会で紹介された私たちの意見が真剣に議論された結果とは到底思われません。コロナ禍の下で、そして物価高騰の下で、最も被害を被っているのが、若年層であり、非正規雇用をはじめとした現行最賃で苦しい生活を余儀なくされている労働者です。

日本経済の長期低迷を開拓していくためには、GDPの約6割を占める個人消費を拡大していくこと、中小零細企業への抜本的な支援策が不可欠です。欧米の各国は、コロナ禍の時から、最賃を1,800円、2,000円と大幅に引き上げ、内需を拡大して方向で経済危機を乗り切ろうとしています。「賃金が上がらない日本」で、最賃を大幅に引き上げていくことなしに、経済の好循環を実現していくことはできません。

審議会は意見陳述を拒否していますが、時給1500円以下では、今、どれほど大変な生活を強いられるか、労働者の話を直接聞くべきです。首都圏で意見陳述を拒否しているのは東京だけです。改めて私たちの意見を真摯の受け止めて頂き、以下の要請事項の実現に向けての審議のやり直しを要請します。

記

1. 東京では今すぐ時給1,500円以上とする大幅な引き上げ改定を審議するよう求めること。
2. 貧困にあえぐ労働者の意見を受け止めた審議・答申を求めるこ
3. 審議会の全面公開と労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すこと。

以上

東京労働局長 富田 望 殿

2024年 8月19日

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から50円引き上げて1163円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。

実質賃金が26カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

生活悪化で、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

私たちの要望

生計費ベースで最低を算出し、安心して生活できる賃金設定をするべきではないでしょうか。
都道府県への各最低賃金は、生計費を考慮して差をつけているはず。全国一律最低賃金を設けようお願いします。

(組合・団体名)

東京都教職員組合

(代表者名)

執行委員長 下下雅英

(住所・市)

千代田区二番町12-1 エバーカス東京、

2024年8月19日

東京労働局長
富田 望 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合渋谷支部
執行委員長 小倉 常良
東京都渋谷区幡ヶ谷2-18-6
電話 03-6304-2315
Fax 03-5308-5930

8月5日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、今年10月1日発効予定の東京都最低賃金を50円引き上げ1163円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

NHKニュースでは、市民の「歴史的な賃金引き上げと言われていますが、どこの世界の出来事なのかと思います」「これ以上、どこを節約していくべきか」という声が紹介されています。

大手企業等では賃上げが進んでいると言われていますが、この異常な物価高をカバーできる企業は一部で、ますます貧富の格差が進んでいます。

商店街でも、最低賃金では人手を募集しても集まらないため、力のない店舗は閉店を余儀なくされています。

行政は、憲法が定める国民一人一人の生活を保障するためだけに存在しています。今、貧困層がどんな生活をしているのか知ってください。憲法で保障されている生活を送ることが出来る賃金がいくらなのか徹底的に調べてください。1163円では到底実現できません。

改定金額の諮問を再度行ってください。

東京労働局長 富田 望 殿

2024年 8月 16日

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から50円引き上げて1163円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。

実質賃金が26カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

生活悪化で、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

組合団体名：東京都立東大和療育センター労働組合 ひまわりユニオン

代表者名：執行委員長 田中豊明

住所：東京都東大和市桜が丘3-44-10 電話 042-567-0222

東京労働局長　富田　望　様

異議申出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して答申した「東京の最低賃金を10月1日から50円引き上げて1,163円にする」内容は容認できません。

食費や光熱費をはじめ一般労働者・生活者がしわ寄せを受ける物価高の中で、実質賃金が低下し続けてきた社会状況、及び、最賃近傍で働きながら家計を支える立場にある労働者が増えている状況で、今回の答申における引き上げ額はあまりに低すぎます。

私たちも関わっている地域ネットワークの労働者へのアンケートでも「最低賃金は少なくとも1500円必要」という声が圧倒的です。東京地評等の労働団体が「労働者として働き続けるために必要な水準」を前提に行った最低生計費調査では、この数年来の物価高以前からそのことが明らかでした。近年の酷暑の中で冷房代を節約し熱中症となる都民も続出しています。

最低賃金引き上げは、国民の命と暮らしに直結する問題です。少子化や格差拡大、日本経済低迷などの社会課題を解決するためにも現在の引き上げペースではありません。大幅引き上げを実現するために、賃金上昇率の低い中小・零細企業やケア労働分野を中心などのような政策的支援が求められているかということも、地域の状況を踏まえて具体的に審議すべきです。そして、防衛予算の二倍化政策を中止し、最低賃金の引き上げや社会保障のために予算を割くよう、審議会として表明することを求めます。

私たちは異議を申し立てるとともに再度審議をし、国民・労働者の切実な実態に向かい、最低賃金をより大幅に引き上げることを求めます。

また、東京地方最低賃金審議会の審議内容のタイムリーな公開や、異議申出書の受け付けを含む国民・都民からの意見聴取のとりくみ・広報についても十分ではないと考えます。最低賃金の額は今や国民生活の水準を左右する非常に大きな課題ですので、この点についての改善も求めます。

2023年 8月 16日

〒164-0001

中野区中野5-47-10 東医研ビル2F

東京民医連労働組合 健友会支部

委員長 越川 弘実



東京労働局長 富田 望 殿

2024年 8月 17日

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から50円引き上げて1163円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。

実質賃金が26カ月連続してマイナスとなっている中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

生活悪化で、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

私たちの要望

総務省は昨年の東京都の物価が前年度比で2.7%上がったと発表しました。2年連続で2%を上回っています。とくに私たちが生きていく上で欠かせない食料品の物価は7.3%の上昇でした。現在の物価高のもと、首都東京で文化的な生活を営む上で大幅な賃上げが待ったなしの課題となっています。

今回答申された東京の最低賃金1163円では物価高に追いつかず生活の質の低下が避けられません。再度の審議で生計費に見合う引き上げ強く求めます。

(組合・団体名) 豊島区労働組合協議会

(代表者名) 議長 市川康世

(住所・Tel) 豊島区南池袋2-6-8 401号

東京労働局長　富田　望　様

異議申出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して答申した「東京の最低賃金を10月1日から50円引き上げて1,163円にする」内容は容認できません。

食費や光熱費をはじめ一般労働者・生活者がしわ寄せを受ける物価高の中で、実質賃金が低下し続けてきた社会状況、及び、最賃近傍で働きながら家計を支える立場にある労働者が増えている状況で、今回の答申における引き上げ額はあまりに低すぎます。

当連合に加盟する労働組合の労働者へのアンケートでも「最低賃金は少なくとも1500円必要」という声が圧倒的です。東京地評等の労働団体が「労働者として働き続けるために必要な水準」を前提に行った最低生計費調査では、この数年来の物価高以前からそのことが明らかでした。近年の酷暑の中で冷房代を節約し熱中症となる都民も続出しています。

最低賃金引き上げは、国民の命と暮らしに直結する問題です。少子化や格差拡大、日本経済低迷などの社会課題を解決するために現在の引き上げペースではありません。大幅引き上げを実現するために、賃金上昇率の低い中小・零細企業やケア労働分野を中心などのような政策的支援が求められているかということも、地域の状況を踏まえて具体的に審議すべきです。

私たちは異議を申し立てるとともに再度審議をし、国民・労働者の切実な実態に向かい、最低賃金をより大幅に引き上げることを求めます。

また、東京地方最低賃金審議会の審議内容のタイムリーな公開や、異議申出書の受け付けを含む国民・都民からの意見聴取のとりくみ・広報についても十分ではないと考えます。最低賃金の額は今や国民生活の水準を左右する非常に大きな課題ですので、この点についての改善も求めます。

2023年 8月 16日

〒164-0001

中野区中野5-47-10 東医研ビル2F

中野区労働組合総連合（中野労連）

議長　　池田　吉成

橋本策也

東京都最低賃金審議会の公開による審議やり直しを求める

2024 年 8 月 5 日、東京地方最低賃金審議会(以下「審議会」と略)は、東京都最低賃金(以下「東京最賃」と略)の 50 円(4.49%)引き上げを答申しました。しかしながら傍聴も制限し、公開とされた専門委員会の開催も公示されない密室審議による決定です。私は昨年・今年と中央最低賃金審議会、同目安小委員会、東京地方最低賃金審議会、同専門部会の傍聴と情報公開を追求してきました。今回の東京地方最低賃金審議会の答申は、公開とされた専門医委員会の開催公示すらなさず、傍聴を認めない審議により決定されました。以下審議会答申による東京の最低賃金改定に異議を申し立て、審議会審議のやり直しを求める

1. 審議会は専門部会の開催公示がなされず、傍聴も認めませんでした。

東京の最低賃金審議の実質的な審議の場である東京地方最低賃金審議会専門部会(以下「専門部会」と略)は、今年度より傍聴も認め議事公開するとされ、2024 年 7 月 30 日午後 4 時からの開催(審議会本審に引き続き開催)は公示され、傍聴希望がつのられました。しかしそれ以降の開催は公示もされず、傍聴も受け付けられていません。これは公開に値しない密室審議であり、公開による審議のやり直しを求める

2. 専門部会がいつ、何回開催されたかもわかりません。

私は 7 月 30 日の審議会本審・専門部会の傍聴希望を行いましたが、抽選により落選し傍聴できませんでした。専門部会の開催過程は不明です。8 月 5 日の審議会本審席上(傍聴・当選し参加)では、審議会委員より 5 回開催したとの発言がありました。(ただしこれも私の記憶です。傍聴は録音・録画禁止、パソコン持ち込みによる記録も禁止されました)。専門部会は少なくとも複数回開催されていますが、開催回数すら不明です。

☆8月5日、東京労働局長あて行政文書開示請求を行っています。(別紙添付)

3. 中央最低賃金審議会にくらべても著しい密室審議で、公開によるやり直しが必要です。

2024 最賃審議会公開状況

	資料公開	開催回数	公開・傍聴	傍聴人数	
中央審議会	即日ホームページで公開		公開	数十名	
同 目安小委	同	5 回	部分公開	同	開催順次公示
東京審議会	開示請求で 3 週間後入手		公開	4-6 名抽選	
同 専門委員会	まだ未入手	回数不明	今年より部分公開	同	2 回目以降は公示なし

中央最低賃金審議会・同目安小委員会は、開催公示・傍聴受付がなされ、傍聴席も多数用意されます。私も 2 年間で落選したことは東京労働局庁舎が会場とされた回のみ。会議資料は開催と同時にホームページにアップされ、事前撮影・パソコン持ち込みOK、資料をパソコンでも見ながら、委員の発言を記録しています。

しかし東京地方最低賃金審議会は、傍聴も少人数(会場は変わらないのにコロナ以前より少なくなっています)、配布資料はホームページには乗らず、落選者は情報公開請求により 3 週間後に入手するしかありません。

東京最賃決定の論拠、審議内容が非公開のまま、形だけ「異議申出」を求めるることは許せません。せめて中央最低賃金審議会と同レベルに審議内容を公開し、東京最賃の再審議を行うことを強く求めます。以上

☆参考添付 8月5日づけ、東京労働局長あて行政文書開示請求

行政文書開示請求書

東京労働局長

四

令和 **0** 年 **0** 月 **0** 日
(記載例: 令和 **0** 年 **0** 月 **0** 日)

(記載欄) 合和 03 年 01 月 01 日)

【記入上の注意】

* 太枠内に記載された文字は、光学式文字読取装置(OCR)で直接読み取を行うので、枠からはみ出さないように大きめの文字で、マス目の部分については1マスに1字ずつ、明瞭に御記入ください。
※ 「姓」と「名」の間、「団体名」と「職名」と「氏名」の間は、それぞれ1字空けてください。「西点(・)」半獨点(‘)」のある文字は、1マス内に御記入ください。促音(や、ゅ、など)、促音(っ)、長音(ー)、中点(・)は1文字として取り扱い、また、「ヰ」及び「ヱ」は使用せず、それぞれ「イ」及び「エ」を使用してください。

氏名又は名称 *法人その他の団体にあってはその名称及び代表者職氏名を記載

(ぶりがな)ほしもどさく

住所又は居所 *法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地等を記載。

※1歳目の左上から御記入ください。

第16章

1

- 11 -

連絡先：＊連絡先を指定する場合は、古森連絡担当の氏名及び住所・電話番号等を記載。

1 / 6

111

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

1

1. 請求する行政文書の名称等

※請求する行政文書が特定できるよう、文書の名称や求め文書の内容等をできるだけ具体的に御記入ください。
※欄が不足する場合には、行政文書開示請求書(別紙)に御記入してください。

2024年7月30日 午後4時開催分以降開催されたすべての令和6年度東京地方最低賃金審議会 東京都最低賃金専門部会の公示の有無、審議において公・労・使三者が同席する場の有無および回数、会議会議配布資料・録音記録
及び傍聴者の公募および決定過程、公示・公募を行わなかった会があるなら公示・公募を行わなかった決定及び理由を示す文書・記録など
申込者数、当選者数、実際の傍聴者数 の情報公開を求めます。

2 求める開示の実施の方法：本項目の記入は任意です。過去既に開示実施方法を指定する場合に欄記入ください。

本の序文の実施の方針(参考指針の記述)を注意して、請求時に了承又は在籍の旨を記載した場合は、本院主張、実施を認めた扱いとする。

東京労働局長 富田 望 様

異議申出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して答申した「東京の最低賃金を10月1日から50円引き上げて1,163円にする」内容は容認できません。

食費や光熱費をはじめ一般労働者・生活者がしわ寄せを受ける物価高の中で、実質賃金が低下し続けてきた社会状況、及び、最賃近傍で働きながら家計を支える立場にある労働者が増えている状況で、今回の答申における引き上げ額はあまりに低すぎます。

私たち自身の生活実感からも、私たちが働く人びとを対象に集めたアンケートでも「最低賃金は少なくとも1500円必要」という声が圧倒的です。東京地評等の労働団体が「労働者として働き続けるために必要な水準」を前提に行った最低生計費調査では、この数年来の物価高以前からそのことが明らかでした。近年の酷暑の中で冷房代を節約し熱中症となる都民も続出しています。

最低賃金引き上げは、国民の命と暮らしに直結する問題です。少子化や格差拡大、日本経済低迷などの社会課題を解決するためにも現在の引き上げペースではありません十分です。大幅引き上げを実現するために、賃金上昇率の低い中小・零細企業やケア労働分野を中心にどのような政策的支援が求められているかということも、地域の状況を踏まえて具体的に審議すべきです。

私たちは異議を申し立てるとともに再度審議をし、国民・労働者の切実な実態に向かい、最低賃金をより大幅に引き上げることを求めます。

また、東京地方最低賃金審議会の審議内容のタイムリーな公開や、異議申出書の受け付けを含む国民・都民からの意見聴取のとりくみ・広報についても十分ではないと考えます。最低賃金の額は今や国民生活の水準を左右する非常に大きな課題ですので、この点についての改善も求めます。

2023年 8月 16日

〒164-0001

中野区中野5-47-10 東医研ビル2F 中野労連気付
ボトムアップ中野（最低賃金1500円を実現する中野ネットワーク）
事務局長 牧野 大志

東京労働局長 富田 望 殿

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を 10 月 1 日から 50 円引き上げて 1163 円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が 26 カ月連続してマイナスとなる中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給 1500 円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。最低賃金の大 幅引上げは、まさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度 審議を行ない、切実な労働者の暮らし、実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上 げること強く求めます。

わたしの一言

物価が上昇しているので 50 円じゃ焼け石に水です。

2024 年 8 月 8 日

(住所)

(氏名) 真鍋 章信

東京労働局長 富田 望 殿

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を 10 月 1 日から 50 円引き上げて 1163 円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が 26 カ月連続してマイナスとなる中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給 1500 円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。最低賃金の大 幅引上げは、まさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度 審議を行ない、切実な労働者の暮らし、実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上 げること強く求めます。

わたしの一言

時給 1500 円ほど 国の実約で安い時代になりつゝあり。
もっと上げてもうえなければ、格差社会の日本にならぬよう
から 安心して死をむかんられる日本にならぬほしい、

2024 年 8 月 10 日

(住所)

(氏名) 三島 博

千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 13 階 東京労働局労働基準部 賃金課

東京労働局長 富田 望 様

めぐろユニオン

(目黒区鷹番 3-1-1 石田ビル 302)

会長 井 上 晴 雄

『東京都最低賃金の低額・低率改定に異議を申し立てます』

2024 年 8 月 5 日、東京地方最低賃金審議会（以下「審議会」と略）は、東京都最低賃金（以下「東京最賃」と略）の 50 円（4.49%）引き上げを答申しました。私たちめぐろユニオンは、個人加盟の地域ユニオンとして、最賃近傍労働者を多く組織する労働組合です。以下審議会答申による東京の最低賃金低額改定に異議を申し立て、審議会審議のやり直しと低額改定の変更を求めます。

1. 中賃目安どおりの全国一低額（50 円）、低率（4.49%）の東京最賃引き上げは低すぎます。

8 月 15 日現在、中央最低賃金審議会目安額（全国 50 円）に対して、鳥取：7 円、鹿児島・福島・沖縄：6 円などすでに 20 県の審議会が上乗せの答申をしています。しかし東京地方審議会は、12 年連続となる中賃目安額どおりの答申を行いました。結果として東京最賃は全国一低額・低率の引き上げになっています。

2024 年 8 月 15 日現在 2024 最賃 目安上乗せ額別一覧

+7 円	鳥取						
+6	鹿児島	福島	沖縄				
+5	大分	青森	宮崎	高知			
+4	熊本	新潟	秋田				
+3	福井						
+2	茨城						
+1	兵庫	岐阜	和歌山	山口	香川	福岡	石川
上乗 0	東京ほか 20 県	大阪、神奈川、埼玉、愛知、千葉、京都、静岡、三重 広島、滋賀、北海道、栃木、富山、長野、山梨、奈良、宮城、群馬					
未定	8/15 現在	島根、長崎、愛媛、佐賀、山形、徳島					

2. 東京の物価高騰、24 春闘結果での労働者の賃金上昇も全国水準を上回っています。

賃上げ水準（2024.7.1 第 440 回東京地方最低賃金審議会資料（以下「東京資料」などより）

経団連 中小	連合 中小	連合 有期等	日商 20 人以下	厚労省～29 人	同～9 人	東京都集計
3.92%	4.45%	3.71%	3.88%	3.4%	4.1%	4.78%

*「東京都産業労働局 7 月 3 日 春季賃上げ要求・妥結状況(最終集計)東京都産業労働局 7 月 3 日

3. パートタイム労働者の 1 求人票あたりの募集賃金平均額（東京資料 p.43）も高い

全国 1173 円 東京 1264 円 (2024.5)

4. 取り残される最賃近傍労働者の声を聴いてください。

しかし、女性・高齢者など 2 割を超す東京の最賃近傍労働者は取り残されています。また、自治体契約の、委託・指定管理による施設管理・図書館・学校給食、学童保育、保育園など「官製ワーキングプア」、民間も含む医療・介護などの「エッセンシャルワーカー」の労働者の賃金が、最低賃金に張り付いています。「県民所得」が日本一高い地域社会の中で、これら最賃近傍労働者は、わがめぐろユニオン組合員と同様、深刻な格差・貧困に苦しんでいます。

5. 東京の最低賃金検討に最賃近傍労働者の参加を求める。

東京地方最低賃金審議会の審議員諸氏は、いずれも非正規労働者とは考えられない。

公益委員	大学教授 3人	弁護士・社労士 3人	
労働者委員	地方連合専従 1名	労組 地方組織幹部 4人	単組委員長 1人
使用者委員	経営者団体役員 4名	大企業 人事・労務担当 2名	

公益委員諸氏は、教授であられ、非正規講師や有期教員とはみられない。

労働側委員も、非正規出身とは思われず、日常的に非正規労働者と働いているとも考え難い。

使用者側委員も、企業労務担当はともに大企業であり、経営団体役員もおそらく専従担当。

韓国の最低賃金審議会は、労使委員の選定に関しては、若者、女性、非正規労働者、中小企業、中堅企業及び小商工業者代表を必ず含むよう明文化されています。最低賃金近傍労働者の参加が果たされていない東京の最低賃金検討のやり直し、低額改定の変更を求める。

6. 現場の労働者の意見陳述、東京最賃の審議過程の公開を求める。

そもそも「異議」があればと求めるに際して、引き上げ額の答申のみで、審議会での検討の姿の透明化がなされていません。

2024 最賃審議会公開状況

	資料公開	開催回数	公開	傍聴人数	
中央審議会	即日ホームページで公開		公開	数十名	
同 目安小委	同	5回	部分公開	同	開催順次公示
東京審議会	開示請求で3週間後入手		公開	4-6名抽選	
同 専門委員会	まだ未入手	回数不明	今年より部分公開	同	2回目以降は公示なし

2024 最賃 意見陳述実施状況

少なくとも以下の県で、委員以外の意見陳述が実施されました。

- ・佐賀県（県副知事も） ・大阪府 ・北海道 ・長崎県 ・滋賀県 ・千葉県
- ・鹿児島県 ・秋田県（参考人意見聴取） ・岩手県（参考人意見聴取） ・宮城県
- ・栃木県 ・千葉県 ・埼玉県 ・徳島県（県知事も） ・宮城県 ・広島県
- ・福岡県

今年の各県・最賃審議では、中賃の審議公開拡大：目安小委の部分公開や、審議資料の迅速公開などに応じて、各県専門部会の部分公開や意見陳述の実施など、審議内容の透明化が進んでいます。

東京最賃決定の論拠、審議内容が非公開のまま、形だけ「異議申出」を求めるることは許せません。

審議内容を公開し、東京最賃の再審議を行うことを強く求めます。

以上

東京労働局長 富田 望 様

2024年8月8日

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から50円引き上げて1163円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。実質賃金が26ヶ月連続してマイナスとなる中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

生活悪化で、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。最低賃金の大幅引き上げは、まさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金の大幅引き上げることを強く求めます。

私たちの要望

50円の引き上げでは到底生活が出来ません。

最低でも200円の引き上げを要請する。

(組合・支部名) 郵政産業労働者ユニオン小石川支部

(代表者名) 小関 雅彦

(住所・TEL) 文京区小石川4-4-2 3811-0988

東京労働局長 富田 望 様

2024年8月19日

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から50円引上げて1163円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金の26ヶ月マイナスが続いた中、最貧近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

生活悪化で、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。最低賃金の大幅引き上げは、まさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金の大幅引き上げることを強く求めます。

私たちの要望

郵政グループで働く約19万人の非正規社員はこの物価高騰が続く中、50円の引上げでは到底「当たり前」の生活はできません。

私たちは労働組合として働く者誰もが、安心して働き、生活できることを求め運動を進めています。

私たちは再度の審議を求めます。最低賃金の更なる引き上げを強く求めます。

(組合・支部名) 郵政産業労働者ユニオン東京地方本部

(代表者名) 田中 孝史

(住所・TEL) 中央区京橋3-6-3 京橋通郵便局5階
03-3535-5447

東京労働局長 富田 望 様

2024年8月19日

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から50円引き上げて1163円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できるものではありません。

実質賃金の26ヶ月マイナスが続いた中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

生活悪化で、酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。最低賃金の大幅引き上げは、まさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金の大幅引き上げることを強く求めます。

私たちの要望

現在、郵政で働く社員の半数近くが非正規社員です。

銀座郵便局でも多くの非正規社員が働いています。その多くは正社員と同様の仕事を行っています。しかし、時給は低く抑え込まれています。

長引く物価高騰は私たちの生活を直撃し、脅かしています。

24春闘で大幅な賃上げを求めましたが、非正規社員にはゼロ回答。その理由として会社は最低賃金が引上げれば郵政で働く期間雇用社員の時給も引上げるためとしています。

郵政の最低賃金は東京都の最低賃金を上回ったとしても、都内のアパートで生活し、光熱費を支払い高騰する物価の中で「食費は1日2回」「洋服は何年も買っていない」など期間雇用社員からは切実な声が上がっています。

政府は2030年代半ばに1500円の目標を掲げているとしていますが、遅すぎます。

今年の春闘では多くの企業が賃上げを行いました。郵政でも低額ではありますが、正社員には賃上げを行いました。同じ仕事で働く非正規社員に賃上げを行わなかったことの理由に最賃引き上げがあるならば、「生活できる賃金」のために1500円を強く求めて、審議のやり直しを求める。

(組合・支部名) 郵政労働者ユニオン銀座支部

(代表者名) 支部長 柄澤政行

(住所・TEL) 東京都中央区銀座8-20-26

03 (3546) 3324

東京労働局長 富田 望 殿

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を10月1日から50円引き上げて1163円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

実質賃金が26カ月連続してマイナスとなる中、最賃近傍で就労する仲間からは「時給1500円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。最低賃金の大 幅引上げは、まさに命と暮らしに直結します。私は異議を申し立てるとともに再度 審議を行ない、切実な労働者の暮らし、実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上 げること強く求めます。

わたしの一言

50円上げても、皆勤手当がなくなり、法定休日手当も休日振り替えて削減され、手取りが毎年、毎月減っています。大日本印刷久喜工場にて勤務しております、一日も早く1500円に下げ下さい。

2024年 8月 8日

(住所)

(氏名) 吉村 宗夫

